

# 平成19年度福生市の国民健康保険特別会計決算状況をお知らせします

問合せ保険年金課保険年金係 ☎551・1640

## 【加入世帯・被保険者数の状況】

平成20年3月末現在、加入世帯数は14,117世帯、被保険者数は24,094人で、市全体に占める割合は世帯数が約49%、被保険者数が約40%となっています。

## 【歳入・歳出及び財源状況】

### ◆歳入(図1)

被保険者の皆さんに納めていただいた国民健康保険税は、歳入全体の約28%です。また、国民健康保険税のうち納められていない額(収入未済額)や医療機関への支払の不足額を補うなどのため、本来、独立採算方式の特別会計である国保会計へ一般会計から入れられた金額(一般会計繰入金)は、全体の約12%にもなります。

国民健康保険税は、国保の歳入を支える貴重な財源です。納期までには必ず納めるようにしましょう!

### ◆歳出(図2)

被保険者の皆さんへの現物給付及び高額療養費などの現金給付を行なう『保険給付費』は、支出全体の65.2%を占めます。また、老人保健拠出金(老人医療に使われる財源)は16.6%、介護給付費納付金(介護保険制度に使われる財源)は6.2%です。

現物給付とは・・・医療機関で「診察」「処置」「投薬」などを受診することで、被保険者が医療機関へ支払う医療費の一部(1割・2割・3割分)を除

いた残りの医療費(9割・8割・7割)は、国保会計から医療機関へ支払うものです。

現金給付とは・・・被保険者へ現金で支給されることで、高額療養費のように医療費が一定額を超えた場合や、療養費の一例で補装具を作った際にかかった費用の7割分を支給するなど、国保会計から被保険者に支払うものです。

### ◆医療費一人当たり財源内訳(図3)

円グラフ中央の数字は、19年度中に国保会計から支払った被保険者一人あたりの平均的な給付額です。給付額は、一般被保険者が148,000円、退職被保険者が318,000円です。

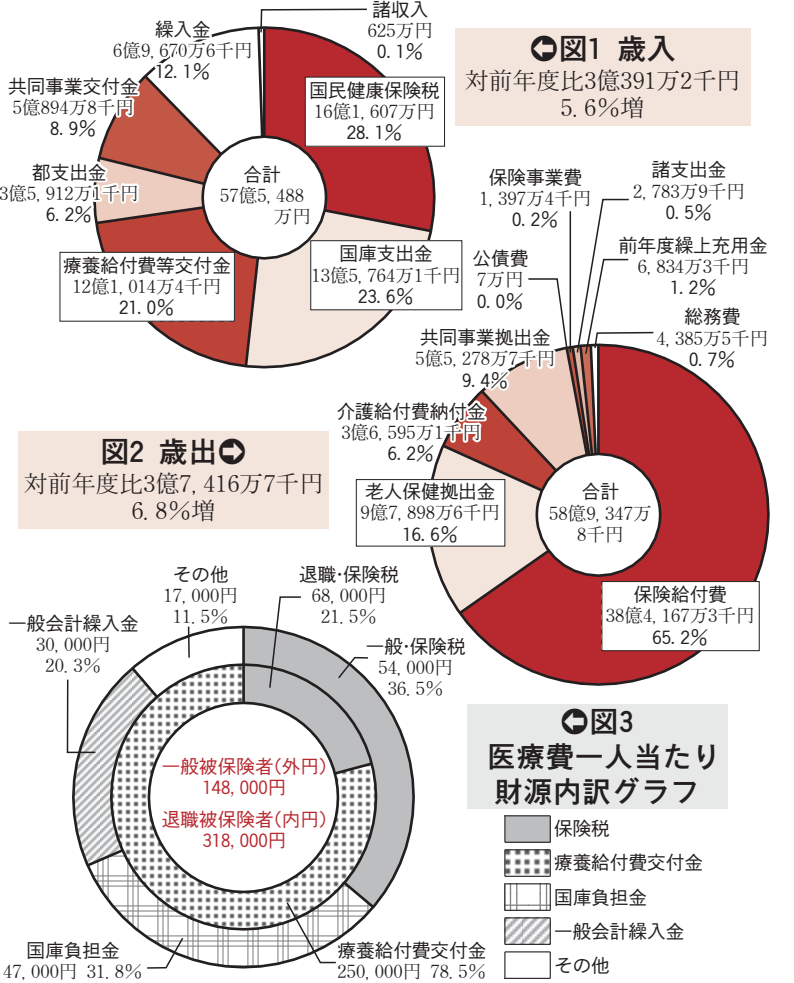
昨年度と比べ、一般被保険者等で10,000円、退職被保険者で17,000円の増加です。

円グラフでは、その費用に対してどのような財源がどれだけ充てられているかを表しています。

## 【平成19年度決算の傾向】

平成19年度も大変厳しい状況でした。決算時には前年度と同様に医療費などの歳出合計が国民健康保険税などの歳入合計を大きく上回り赤字決算になることが見込まれたため、翌平成20年度の歳入分から前倒し(繰上充用)をし、収支の均衡を図りました。

繰上充用額は平成16年度の約6,000万円、平成17年度の約2億円、18年度の約6,800万円に続いて、平成19年度は約1億3,800万円となり4年連続の赤字決算となりました。



## 年金だより

### ●外国籍の方も国民年金への加入が必要です

国民年金は、日本に住所を有する20歳以上60歳未満の方が加入する制度です。外国籍の方でも国民年金に加入しなければなりません。

国民年金に加入をして、受給要件を満たせば「老齢基礎年金」はもちろん、万が一、病気やケガによって障害が残った場合には「障害基礎年金」、不幸にも亡くなられた場合には、その妻や子に「遺族基礎年金」が支給されます。

また、短期間で帰国し受給要件を満たさなかった場合でも、保険料の支払い期間が6か月以上あれば、帰国後2年以内に請求することにより、「脱退一時金」が受け取れます。

加入手続きは、市役所の国民年金担当窓口で行なってください。ただし、次の方は加入手続きの必要はありません。

- 厚生年金保険に加入の方
- 厚生年金保険・共済組合に加入している方の被扶養配偶者
- 日本と社会保障協定が結ばれている国の出身で、日本の年金制度への加入が免除されている方

問合せ保険年金課保険年金係 ☎551・1670

### ●裁定請求書の事前送付を行なっています

社会保険庁では、皆さんの年金加入記録を基に受給資格の確認を行ない、60歳で受給権が発生する方(老齢基礎年金の受給資格を満たし、厚生年金の加入期間が12か月以上ある方)には60歳に達する3か月前に、65歳で受給権が発生する方及び60歳から64歳の方で、すでに受給権が発生しているが未請求である方には、65歳に達する3か月前に裁定請求書をお送りしています。

なお、年金の請求は、誕生日の前日からできますので、裁定請求書と同時に送付されるリーフレット「年金の手続きをされる皆様へ」に記載されている必要書類を用意のうえ、早めに年金の請求を行なってください。

問合せねんきんダイヤル ☎0570・05・1165

※IP電話・PHSからは ☎03・6700・1165

国民健康保険被保険者の皆さんへ

この制度は皆さんに支えられています。国民健康保険制度の根底となるのは、困っていると きにはお互いに助け合う【互助の精神】です。被保険者の皆さんでこの制度を支えていただくことで、国民健康保険の運営は維持されています。

平成19年度も赤字決算となりました。平成19年度は国民健康保険のうち、介護保険分を引き上げましたが、予定していた収入には届かず赤字決算となりました。

19年度の歳入部分の国民健康保険税は16億1,600万円となりました。7万円となっていますが、そのうち前年度に繰上充用をしながらも収支を合わせることで足りなくなりました。

平成19年度は国民健康保険のうち、介護保険分を引き上げましたが、予定していた収入には届かず赤字決算となりました。

平成19年度は国民健康保険のうち、介護保険分を引き上げましたが、予定していた収入には届かず赤字決算となりました。

平成19年度は国民健康保険のうち、介護保険分を引き上げましたが、予定していた収入には届かず赤字決算となりました。

平成19年度は国民健康保険のうち、介護保険分を引き上げましたが、予定していた収入には届かず赤字決算となりました。

平成19年度は国民健康保険のうち、介護保険分を引き上げましたが、予定していた収入には届かず赤字決算となりました。

平成19年度は国民健康保険のうち、介護保険分を引き上げましたが、予定していた収入には届かず赤字決算となりました。

平成19年度は国民健康保険のうち、介護保険分を引き上げましたが、予定していた収入には届かず赤字決算となりました。

平成19年度は国民健康保険のうち、介護保険分を引き上げましたが、予定していた収入には届かず赤字決算となりました。

平成19年度は国民健康保険のうち、介護保険分を引き上げましたが、予定していた収入には届かず赤字決算となりました。

平成19年度は国民健康保険のうち、介護保険分を引き上げましたが、予定していた収入には届かず赤字決算となりました。

平成19年度は国民健康保険のうち、介護保険分を引き上げましたが、予定していた収入には届かず赤字決算となりました。

平成19年度は国民健康保険のうち、介護保険分を引き上げましたが、予定していた収入には届かず赤字決算となりました。

平成19年度は国民健康保険のうち、介護保険分を引き上げましたが、予定していた収入には届かず赤字決算となりました。

平成19年度は国民健康保険のうち、介護保険分を引き上げましたが、予定していた収入には届かず赤字決算となりました。

平成19年度は国民健康保険のうち、介護保険分を引き上げましたが、予定していた収入には届かず赤字決算となりました。

平成19年度は国民健康保険のうち、介護保険分を引き上げましたが、予定していた収入には届かず赤字決算となりました。

**青梅税務署からのお知らせ**

青梅税務署では、平成21年1月5日(月)から医療費控除や、住宅を新築・購入・増築等した方の住宅借入金等特別控除など、所得税の還付申告の相談・受付を行ないます。

2月以降は窓口が混雑するため、お急ぎの方や、すでに医療費控除・住宅ローン控除・扶養控除等の準備ができています方は、早めに申告を済ませてください。

問合せ 青梅税務署 (JR青梅線河辺駅下車徒歩6分)

☎0428・22・3185

納付にご協力を

「医療費のお知らせ」を年2回お送りしています。今回は9月診療分の医療費と、10月請求分の療養費(接骨院の施術など)の額を、世帯主あてに12月中に送付します。

納付にご協力を

「医療費のお知らせ」を年2回お送りしています。今回は9月診療分の医療費と、10月請求分の療養費(接骨院の施術など)の額を、世帯主あてに12月中に送付します。

納付にご協力を

「医療費のお知らせ」を年2回お送りしています。今回は9月診療分の医療費と、10月請求分の療養費(接骨院の施術など)の額を、世帯主あてに12月中に送付します。

納付にご協力を

「医療費のお知らせ」を年2回お送りしています。今回は9月診療分の医療費と、10月請求分の療養費(接骨院の施術など)の額を、世帯主あてに12月中に送付します。

納付にご協力を

「医療費のお知らせ」を年2回お送りしています。今回は9月診療分の医療費と、10月請求分の療養費(接骨院の施術など)の額を、世帯主あてに12月中に送付します。